

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名: (株)岡田工務店
住所: 群馬県高崎市箕郷町矢原1062-79

2. 指名停止措置期間: 自 令和3年8月23日 1ヵ月
至 令和3年9月22日

3. 事実概要

上記業者は、令和元年11月13日、高崎市井手町の浜川運動公園内工事現場において、工事作業員が顔面骨折する労働災害を発生させたが、事故の場所及び状況等を同社の敷地内で発生したものとして高崎労働基準監督署に虚偽の報告を行った。これにより、株式会社岡田工務店代表取締役に対し、令和3年5月7日、高崎簡易裁判所から労働安全衛生法違反のため罰金20万円の略式命令が出され、その刑が確定したため。

4. 指名停止措置理由

上記業者の行為は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」(昭和59年3月29日付け建設省厚第91号。以下「指名停止措置要領」という。)別表第2第15号に該当する。

<指名停止措置要領別表第2第15号>

措置要件	期間
(不正又は不誠実な行為) 15 別表第1及び前各号に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為をし、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 1ヵ月以上9ヵ月以内

○問い合わせ先

国土交通省 国土技術政策総合研究所
総務部 契約財産管理官 佐野 英治
茨城県つくば市旭1番地 電話029-864-0564